

日本経済調査協議会
金融委員会

「日本の金融システム」

令和6(2024)年3月18日(月)
14:00~16:00

松尾直彦
弁護士
松尾国際法律事務所

自己紹介

【略歴】

- ・司法試験・国家公務員試験合格（1985年10月）
- ・東京大学法学部卒業（1986年3月）
- 大蔵省入省（1986年4月）
 - ・銀行局係員・内閣官房係長・税務署長・大臣官房課長補佐（経済政策・組織問題）
 - ・国際局総括補佐（アジア通貨危機対応）
- ・米国ハーバードロースクール修了（1989年6月）
- ・米国ニューヨーク州弁護士登録（1990年）
- ・司法研修所修了（1996年3月）
- 金融庁（政策課総括補佐）に異動（2001年7月）
- 金融庁国際課企画官（2002年7月～2005年7月：証券担当）
- 金融庁市場課室長として金融商品取引法制の整備担当（2005年8月～2007年7月）
- 東京大学客員教授（2007年～2019年）（金融商品取引法授業担当）
- 金融庁退職（2009年7月末）・弁護士登録（同年8月）
- 西村あさひ法律事務所（2009年8月～2019年4月）
- 「松尾国際法律事務所」開設（2019年5月～現在）

【主な著書】

- 『アメリカ金融機関法』（共訳、木鐸社、1994）
- 『アメリカ金融制度の新潮流』（金融財政事情研究会、1996）[松尾1996]
- ・『一問一答 金融商品取引法（改訂版）』（編著、商事法務、2008）
- 『Q&A アメリカ金融改革法 ドッド＝フランク法』（金融財政事情研究会、2010）
[松尾2010]
- ・『最新インサイダー取引規制—平成25年改正金商法のポイント』（金融財政事情研究会、2013）
- ・『人生のリスク管理』（金融財政事情研究会、2014）
- ・『第二種金融商品取引業 実務必携（第9版）』（第二種金融商品取引業協会、2023）
- ・『金融商品取引法（第7版）』（商事法務、2023）

目次

- 1 はじめに
- 2 公共政策と金融システム
- 3 国際金融規制監督の枠組み
- 4 金融展開に関する私観
- 5 日本の経済社会の構造
- 6 銀行業と一般事業の分離論
- 7 銀行構造改革論
- 8 「金融サービス・市場法」構想
- 9 金融システム・ネットワークの維持更新

1 はじめに

- 「金融委員会」の「なぜ」
 - ・ 「存在意義（パーパス）」
 - ・ 「使命（ミッション）」
 - ・ 「目指す姿（ビジョン）」
- 「金融ムラ」の「結論ありき」でなく「公共政策」の観点から説得力ある論理的な提言に（「危機感」）。
- 「公共政策」の観点から必要なこと。
 - ・ 基本的考え方の提示 ⇒ 「サステナビリティ」
 - ・ 沿革・現状の整理と評価 ⇒ 過去の総括と現実直視
 - ・ 問題・課題の設定
 - ・ 統合的な方向性の提示
- 「ステークホルダー資本主義」「サステナブル資本主義」
- 錚々たるメンバーによる幅広い視点からの議論を建設的に活かす。

2 公共政策と金融システム（1）

（1）公共政策の目的

- 経済社会と国民生活の安定と発展
 - ・ 各種システムの維持改善など
- 危機管理
 - ・ 自然災害（地震・津波・噴火・台風など）
 - ・ 非自然災害（原発・停電など）
 - ・ 感染症
 - ・ 安全保障
 - ⇒ 防衛・食糧・エネルギー・経済・テクノロジー・テロ対策
 - ・ 財政破綻・金融システム混乱

[出典] 中央大学法科大学院「政策形成と法」における
松尾直彦「金融における政策形成と法」の授業資料（2022年7月）

- 能登半島地震が露呈する「脆弱性」
 - ・ 国土の保全
 - ・ インフラの持続的維持
 - ・ 東京一極集中問題

2 公共政策と金融システム（2）

（2）金融行政の目的（金融庁）

- 企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生
の増大
 - ・ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
 - ・ 利用者保護と利用者利便の確保
 - ・ 市場の公正性・透明性と市場の活力の確保

[出典] 金融庁「平成27事務年度 金融行政方針」（平成27（2015）年9月）
同「平成28事務年度 金融行政方針」（平成28（2016）年10月）

（注1）佐藤隆文『金融行政の座標軸』（東洋経済新報社、2010）56頁では、前者が「中核目標」、後者が「付加目標」と整理されている。ただし、「『中核目標』が第一義で『付加目標』は第二義的なものに過ぎない、という趣旨ではない。…両方が実現していくことが強く望まれる」と指摘されている（同頁）。

（注2）私見では、前者は後者の前提。

2 公共政策と金融システム（3）

（3）金融庁設置法

- 「金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。」（同法3条1項）

（4）銀行法

- 「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」（同法1条1項）
- 「この法律において『銀行業』とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
 - 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
 - 二 為替取引を行うこと。」（同法2条1項）

（注1）預金・定期積金等の受入れを行う営業は「銀行業」とみなす（銀行法3条）。

（注2）「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（いわゆる出資法）における「預り金の禁止」（同法2条1項）。

（注3）貸金業法における「貸金業」の登録制（同法2条1項、3条1項）。

2 公共政策と金融システム（4）

（5）預金保険法

- 「この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、…の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。」（同法1条）。
- 「一般預金等」（同法51条1項）に係る各「預金者等」（同法2条3項）についての元本1千万までの預金保険（同法54条1項・2項、預金保険法施行令6条の3）。
- 「決済性預金」（同法51条の2第1項）に係る各「預金者等」について元本全額保護（同法54条の2）。

（注1）金融担当大臣「ペイオフ解禁」（平成14（2002）年4月1日）

（注2）金融庁「決済機能の安定確保策—預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正—」（平成14（2002）年10月）

- ・ 「金融機関の破綻時においても決済を円滑かつ確実に完了することを可能とする措置を講ずることにより、決済機能の安定確保を図る。」
- ・ 「預金保険法の目的に『破綻金融機関に係る資金決済の確保』を加えることとする。」
- ・ 「決済性預金の全額保護」。
- ・ 施行日は平成15（2003）年4月から。「施行後2年が経過するまでの間は、現在と同様、流動性預金（当座預金、普通預金等）を全額保護することとする。」
- ・ ペイオフ実施は平成17（2005）年4月から。

（注3）金融担当大臣談話「日本振興銀行株式会社について」（令和22（2010）年9月10日）（ペイオフ初実施）。

2 公共政策と金融システム（5）

（6）資金決済に関する法律

- 「この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、暗号資産の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。」（同法1条）

（注1） 「資金移動業」の登録制（同法2条2項、37条）。

（注2） 「資金清算業」の免許制。

- ・ 「…『資金清算業』とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。」（同法2条10項）。
- ・ 「資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならない。」（同法64条1項）。「前項の規定は、銀行等及び日本銀行については、適用しない。」（同条2項）
- ・ 「資金清算機関」（同法2条11項）として「一般社団法人全国資金決済ネットワーク」（平成22（2010）年9月17日付免許）。

2 公共政策と金融システム（6）

（7）経済安全保障推進法（令和4（2022）年5月公布）

- 基幹インフラ役務（「特定社会基盤業務」）の安定的な提供の確保に関する制度の創設（令和5（2023）年11月施行）。
- 「特定社会基盤事業」（政令指定）のうち主務省令基準に該当する者を「特定社会基盤事業者」として指定し、特定重要設備の導入またはその維持管理等の委託について、主務大臣の事前審査や勧告・命令の対象とする（同法50条1項、52条）。
- 銀行業の指定基準（直近3事業年度末平均）[セブン・楽天・ローソン]
 - ・ 預金残高10兆円以上
 - ・ 預金口座数1,000万口座以上
 - ・ 国内設置CD/ATM数1万台以上
- 資金移動業の指定基準 [メルペイ・PayPay]
 - ・ 利用者数平均1千万人以上
 - ・ 移動資金合計額4千億円以上
- 証券会社の指定基準 [SBI・楽天]
 - ・ 顧客預託財産30兆円以上
 - ・ 取引口座数500万口座数以上
- 信託業（受託信託財産残高300兆円以上）
- 金融商品取引所（除く：有価証券総売買代金75兆円未満）
- 金融商品債務引受業
- 資金清算業

2 公共政策と金融システム（7）

（8）バランス感覚の重要性

- 「官」と「民」
 - ・ 「官尊民卑」「民の自律性問題」「官の信頼低下」問題
 - ・ 官発ブーム（例：「フィンテック」「ROE」「DX」「GX」）
- 「マクロ」（全体）と「ミクロ」（企業・家計）
 - ・ マクロ政策（財政・金融）の役割高まり。
- 「マクロ」における「安定」と「活力」
- 「ミクロ」における「公正性」と「効率性」
 - ・ 「新自由主義」による「格差問題」
- 「規制改革」における「規制緩和」と「規制強化」
- 「競争政策」における「過当競争」と「過少競争」の排除
 - ・ 「国際競争力強化」論に注意。
- 「ルール」の企画・立案と「エンフォースメント（法の実現）」
 - ・ 「コンプライアンス」「組織不祥事」問題
- 「金融」における実体経済・企業のバックアップの役割と金融産業自体の成長
- 「金融規制法」の研究における「会社法」の視点と「行政法」の視点
- 「ミクロ経済学」における「金融論」（銀行中心）と「ファイナンス理論」（市場中心）

⇒ ただし「バランス」論の難しさ。
（例）「感染拡大防止と社会経済活動の両立」論
「利用者保護と金融の円滑（市場の活力）の両立」論

[出典] 中央大学法科大学院授業資料

3 国際金融規制監督の枠組み（1）

（1）金融庁「G-SIBs及びD-SIBsの指定について」（平成27（2015）年12月4日）

- 「金融庁では、国際合意に沿って、自己資本比率規制に関する告示（1柱）に基づき、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）及び国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）を指定しました」「G-SIBs及びD-SIBsは、国際合意に基づき、金融機関ごとにシステム上の重要性を評価し、リスク・アセット対比で一定水準の追加的な資本の積立てを求める金融機関です。」
- 「G-SIBsとして、金融安定理事会（FSB）の選定に基づき、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループを指定します。」
- 「D-SIBsとして、G-SIBsに指定された先に加えて、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスを指定します。」

3 国際金融規制監督の枠組み（2）

（2）G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）

- 「我々は、金融セクターの動向を引き続き注意深く監視するとともに、金融安定及びグローバルな金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意がある。我々は、2008年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、我々の金融システムが強靱であることを再確認する。我々は、ノンバンク金融仲介の強靱性の強化に関する金融安定理事会（FSB）及び基準設定主体の作業を強く支持する。我々は、通貨・金融システムの安定性、強靱性及び健全性に対する潜在的なリスクに対処しつつ、決済の効率性及び金融包摂のようなイノベーションの恩恵を活用するためのデジタル・マネーに関する政策検討を継続する。効果的なモニタリング、規制及び監視は、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産の活動及び市場がもたらす金融安定及び健全性のリスクに対処し、規制裁定を避けるために、極めて重要である。」

3 国際金融規制監督の枠組み（3）

（3）米国における金融規制改革の展開（1）

- 預金金利自由化（規制緩和立法）
 - ・ 1980年預金金融機関規制緩和・通貨統制法（DIDMCA）
 - ・ 1982年ガン＝セント・ジャーマイン預金金融機関法（DIA）
- 金融危機対応（規制強化立法）
 - ・ 1989年金融機関改革回復執行法（FIRREA）
（貯蓄金融機関危機への対応）
 - ・ 1991年連邦預金保険公社改善法（FDICIA）
（地域銀行危機への対応）
- 金融サービス持株会社構想（規制緩和構想）
 - ・ コリガン・レポート（87年1月）
 - ・ 財務省勧告（91年2月）
- 州際業務規制の緩和（規制緩和立法）
 - ・ 1994年リーグル＝ニール州際銀行業務・支店設置効率化法
- 金融持株会社制度の創設（規制緩和立法）
 - ・ 1999年グラム＝リーチ＝ブライリー法（GLBA）

3 国際金融規制監督の枠組み（4）

（3）米国における金融規制の展開（2）

- 資本市場規制の強化（規制強化立法） [ブッシュ政権]
 - ・ 2002年サーベンス＝オクスリー法（SOXA）
- 金融危機対応（規制強化立法） [オバマ政権]
 - ・ 2008年緊急経済安定化法
 - ・ 2010年ドッド＝フランク法
- トランプ政権下の金融規制改革（2017年1月～2021年1月）
 - ・ 米国金融システムを規制するコア・プリンシプル（2017年2月）
 - ・ 財務省銀行勧告（同年6月） ・ 財務省資本市場勧告（同年10月） ・ 財務省資産運用・保険勧告（同年10月）
 - ・ 2018年経済成長・規制緩和・消費者保護法（EGRRCPA）

[参考] 松尾直彦「トランプ政権下の米国金融規制改革の展開」

公益財団法人資本市場研究会編『企業法制の将来展望－資本市場制度改革への提言－2018年度版』所収

3 国際金融規制監督の枠組み（5）

（4）米国SIFIs（システム上重要な金融機関）の指定問題

- 2010年ドッド＝フランク法に基づくFSOC（金融安定監督評議会）によるFRB監督ノンバンク金融会社の指定・指定取消し
 - ・AGI（2013年7月指定・2017年9月取消し）
 - ・GE Capital（2013年7月指定・2016年6月取消し）
 - ・Prudential Financial（2013年9月指定・2018年10月取消し）
 - ・MetLife（2014年12月指定・2016年3月連邦地裁による取消し・2018年1月FSOC控訴取下げ）
- 国際的な「シャドバンキング」としての資産運用会社問題（2016年） [2017年1月トランプ政権発足]
- FSOC「ノンバンク金融会社の指定に関するガイダンス」の緩和（2019年12月） [トランプ政権]
- FSOC「ノンバンク金融会社の指定に関するガイダンス」の強化（2023年11月） [バイデン政権]

[参考] 松尾直彦「グローバル金融規制の最新展開」

公益財団法人資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度改革への提言—2017年度版』所収 [松尾2016]

4 金融展開に関する私観（1）

（1）問題意識

- 「縦」（経緯）と「横」（主要国・地域の展開）を踏まえること。
- バブル・バブル崩壊の影響継続
 - ・ 銀行の自己資本の厚み
 - ・ 銀行の人員構成の歪み（過剰採用・過少採用）
- 異論の先見性
 - ・ 宮崎義一『複合不況』（1992年）[バブル崩壊不況]
 - ・ 大蔵省財政金融研究所「資産価格変動のメカニズムとその経済効果」（1993年4月）（いわゆるバブル研究会報告）の素案
 - ・ 小林慶一郎＝加藤創太『日本経済の罨』（2001）[不良債権問題]
 - ・ 藻谷浩介『デフレの正体』（2010年）[生産年齢人口減少]
- 経済メディアの警鐘（日本経済新聞社編）
 - ・ 『大蔵省の憂鬱 挫折したエリート行政』（1992年4月）
 - ・ 『銀行不倒神話の崩壊』（1993年5月）
 - ・ 『銀行淘汰 三菱・東銀合併の衝撃』（1995年7月）
 - ・ 『金融迷走の10年』（2000年9月）
- 当時の大蔵省と金融界の「甘さ」。
- 「危機管理」における現実直視と希望的観測排除の必要。

4 金融展開に関する私観（1）

（2）総括

- 米国政権の政策とそれに伴う為替相場変動に振り回され
- 円高回避・円安放置志向
- 日銀の金融政策の禍根
 - ・ バブル・バブル崩壊の加速
 - ・ リーマンショック・東日本大震災時の超円高放置
 - ・ 現在の円安・物価上昇放置
- 大蔵省・金融界のその場しのぎ
- 外資系証券（一部）のリスクテイク超利益
 - ・ 日本市場空売り
 - ・ 不良債権ビジネス（いわゆるハゲタカ）
 - ・ 長銀・日債銀国有化処理
 - ・ 東芝の増資による「物言う株主」

4 金融展開に関する私観（3）

（3）バブルへの過程

- 金融・資本市場の自由化・国際化のための「アクション・プログラム」（85年7月）の実施
- 全銀協会長行（富士・三井・三菱）と興銀（86年～88年）
- 自己資本比率規制に関する米英合意（87年1月）と
バーゼル合意（88年7月）
 - ・銀行局の一部幹部の問題意識
 - ・国際交渉成功し過ぎ（有価証券含み益45%の自己資本算入）
- 銀行局長通達
 - ・土地関連融資通達（86年・87年）
 - ・総量規制通達（90年3月）
- 金融制度調査会専門委員会報告（87年12月） [87年報告]
 - ・「ホールセールとリーテイル」「ユニバーサル・バンキング」
 - ・「多角化の経済」「利益相反」「関連会社」
 - ・銀行局・興銀の「投資銀行構想」のベース
- 金融制度調査会金融制度第二委員会「中間報告」（89年5月）
 - ・「業態別子会社方式」「特例法方式」
- 金融制度調査会答申（91年5月）：「業態別子会社方式」

4 金融展開に関する私観（4）

（4）バブル崩壊過程（90年代の失策）（1）

- 金融制度調査会 [⇒金融制度改革に力点]
 - ・答申「新しい金融制度について」（91年6月）
 - ・制度問題専門委員会報告書「金融システムの安定性・信頼性の確保について—金融制度改革と金融機関経営のあり方—」（92年1月）
 - ・基本問題検討委員会報告「金融自由化と金融機関経営の健全性確保について—自己規律による創造的経営を目指して—」（94年6月）
 - ・基本問題検討委員会報告「金融仲介機能の新たな展開への対応」（95年5月）
 - ・答申「金融システム安定化のための諸施策—市場規律に基づく新しい金融システムの構築」（95年12月）
 - ・答申「我が国金融システムの改革について—活力ある国民経済への貢献—」（97年6月）[金融ビッグバン関連]

4 金融展開に関する私観（5）

（4）バブル崩壊過程（90年代の失策）（2）

- 住専問題対応の失策と銀行不良債権問題への対応遅れ [報道]
 - ・ 日銀の住専処理策素案（92年12月）
 - ・ 大蔵省銀行局長＝農林水産省経済局長「覚書」（93/2/3）
 - ・ 日住金再建会議（93/2/26）
 - ・ 容認されなかった有税引当処理（94年）
 - ・ 大蔵省「金融システムの機能回復について」（95/6/8）
 - ・ 大和銀行NY支店事件と銀行局長報告問題（95年9月）
 - ・ 住専処理への公的資金注入（95/12/19）
 - ・ 大蔵事務次官辞任（95/12/29）
- 「国民福祉税」構想（94年2月）と大蔵省の過剰接待問題 [大蔵省の転落・解体]
 - ・ 大蔵官僚接待事案（95年）
 - ・ 日本版ビッグバン構想（96年11月）
 - ・ 中央銀行研究会報告書（96年11月）
 - ・ 大蔵省強制捜索（98年1月）
 - ・ 大蔵大臣・大蔵事務次官辞任（98年1月）
 - ・ 金融監督庁設置：金融検査・監督の分離（98年6月）
 - ・ 金融庁設置：財政・金融分離（00年7月）

4 金融展開に関する私観（6）

（5）金融庁における不良債権問題解決の取組み

- 「骨太の方針」（2001年6月閣議決定）
 - ・ 「経済再生の第一歩としての不良債権問題の抜本的解決」
 - ・ 「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」
[小泉政権：柳澤金融担当大臣・竹中経済財政政策担当大臣]
- 「改革工程表」（同年9月）
 - ・ 「不良債権問題の抜本的解決」「証券市場の構造改革」
- 「改革先行プログラム」（2001年10月経済対策閣僚会議決定）
 - ・ 「証券市場・金融システムの構造改革」
- 金融庁「金融再生プログラム — 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 —」（2002年10月竹中金融担当大臣・伊藤副大臣）
- 金融庁「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦 —」（2004年12月）

（5）金融システムに関する考え方（1）

- 新しい金融の流れに関する懇談会「論点整理」（98年6月）
 - ・ 「金融商品」と「金融サービス」の概念
- 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会「金融システムと行政の将来ビジョン」（02年7月）
 - ・ 「市場機能を中核とした複線的金融システム」
（「相対型の産業金融モデルも存続するが、市場金融モデルの役割がより重要になる」）

4 金融展開に関する私観（7）

（5）金融システムに関する考え方（2）

- 金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（09年12月）
 - ・「適合性」「持続可能性」「安定性」の「3つのS」の視点
 - ・「複線的な金融システムとは、決して市場型金融に偏ったシステムではなく、市場型金融による金融仲介と銀行部門の預金・貸出を通じた金融仲介がバランスの取れた形で機能していくことが重要」
 - ・「価値創造型の金融仲介の重要性」
- 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」（14年5月）
 - ・「金融の役割」：①「実体経済を支えること」
②「金融自身が成長産業として経済をリードすること」
 - ・「企業向け金融サービスのグローバルな展開」
「企業向け金融サービスのローカルな展開」
 - ・「個人向け金融サービス」

4 金融展開に関する私観（8）

（5）金融システムに関する考え方（3）

- 金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（13年1月）
 - ・「金融機関の秩序ある処理の枠組み」
 - ・「今回の措置の対象は、金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）とすることが適当である。」
⇒ 平成25年預金保険法改正
- 金融審議会金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告「金融グループを巡る制度のあり方について」（15年12月）
- 金融審議会金融制度スタディグループ「中間整理―機能別・横断的な金融規制体系に向けて―」（18年6月）
 - ・「決済」「資金供与」「資金運用」「リスク移転」
 - ・「預金受入れ」を4つの「機能」から独立した「機能」と位置付けるのではなく、「資金供与」といった機能との組合せによって信用創造を生じさせる業務として位置付け、これにより高まるリスクに対して、ルールを一定程度加重することも考えられる。
 - ・「金融を取り巻く環境の変化やこれを受けた機能別・横断的な金融規制体系の下で、銀行・銀行グループに係る重厚な規制群をどのように考えていくかが論点となる。」

4 金融展開に関する私観（9）

（5）金融システムに関する考え方（4）

●金融審議会金融制度スタディグループ「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」（18年6月）（続）

- ・「IT等の進展等に伴い…金融システムのネットワーク構造が変容していく可能性がある。」
- ・「プラットフォーム提供者に対する規律のあり方を検討しておくことが重要」
- ・「将来的に、銀行や銀行グループに、現在以上に多様な金融の『機能』を担うことや、一般事業を兼営することを相当程度認める場合には、それらの業務を踏まえた財務規制のあり方についても幅広く検討していく必要がある」

（注）「欧州指令・欧州規則では、…事業会社等に対する議決権10%以上の出資については、その額が銀行の自己資本の15%超の場合などには、自己資本比率の計算上、超過部分に対し高率のリスクウェイトを適用するなどの措置が講じられる。」

- ・「銀行や銀行グループの業務範囲を柔軟化する際には、どこまでをセーフティネットで保護するか（セーフティネットの対象）や、そのための実効的な手法といったセーフティネットのあり方が問題となる。」
- ・「制度設計の検討に当たっては…『企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大』という金融行政の目標と整合的になっているかについて留意することが重要」

4 金融展開に関する私観（10）

（5）金融システムに関する考え方（5）

●金融審議会銀行制度等ワーキング・グループ報告

「経済を力強く支える金融機能の確立に向けて」（20年12月）

- ・「銀行やその子会社等の業務範囲規制は、事業会社のリスクが銀行に及ぶことや、銀行業と非金融業の間の利益相反を防止することに主な目的があることから考えると、非金融業を営む事業会社に銀行が支配されることによる銀行業務へのリスクの波及や利益相反の問題は、銀行が事業会社を子会社とする場合のリスクの波及や利益相反の問題より小さいとは言えない。将来的には、両者の業務範囲の制限は共通のものとすることを目指すべきであろう。」（岩原紳作教授提出資料）
- ・「銀行グループの業務範囲規制は、これまでも累次にわたり緩和されてきた。今回の見直しにより、銀行グループが営むことができる一般事業会社の範囲は、さらに拡充されることとなる。」
- ・「銀行グループについては、事業親会社グループと比較して充実したセーフティネットが整備されている。」
- ・「事業親会社グループが保有する銀行について、その規模などに鑑みて金融システムに著しく大きい影響を及ぼし得ると考えられる場合には、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に課されるものを参考に、通常よりも厳格な自己資本規制を課す必要があるのではないか。」

4 金融展開に関する私観（11）

（5）金融システムに関する考え方（6）

●金融審議会銀行制度等ワーキング・グループ報告

「経済を力強く支える金融機能の確立に向けて」（20年12月）（続）

- ・「規制緩和の結果、銀行・銀行グループが一般事業において大きな損失を被り、公的なセーフティネットに負担が生ずる事態は避けるべきである。また、銀行・銀行グループが、上記のセーフティネットや中央銀行の『最後の貸し手』」機能を背景とする財務面の優位性を不適切なカタチで活用し、一般事業会社の事業機会を奪うような事態はあってはならない。」

5 日本の経済社会の構造（1）

（1）不可逆的な人口減少構造

- 年間出生数180万人以上の年
 - ・1920年～1953年
 - うち1947年～1949年 260万人以上（団塊世代） [2025年問題]
 - ・1965年・1967年～1976年
 - うち1971年～1974年 200万人以上（団塊ジュニア世代） [2040年問題]
- 合計特殊出生率1.57ショック（1989年：出生数124万人）
- 団塊ジュニア・ジュニア世代のベビーブームなし
- 年間出生数の低下
 - ・110万人台：1993年・1995年・1997年・1999年～2004年
 - ・100万人台：2005年～2015年
 - ・90万人台：2016年～2018年
 - ・80万人台：2019年～2021年
 - ・70万人台：2022年
- 北見早霧（東大教授）「少子化対策、何ができるか—安定した雇用・所得こそ本筋」（日経経済教室23/10/26）
 - ・「女性の労働価値を高める生産性の変化は、出生率・婚姻率の低下につながることも示された。」
- 「『結婚氷河期』脱却見えず」「昨年、90年ぶり50万組割れ」（日本経済新聞24/2/17記事）

5 日本の経済社会の構造（2）

（2）女性活躍の構造的課題（1）

①矢口祐人『なぜ東大は男だらけなのか』（集英社新書、2024）

●「東大生は男性が8割」「男子校の世界」（同書38頁・42頁）

●学部学生の女性比率（%）（同書15頁）

- ・北大29.1・東北大26.3・筑波大38.6・東大20.1・名大31.0・京大21.9・
阪大34.4・神大35.8・九大29.7・一橋大28.2・東工大12.9
- ・早大38.3・慶大36.4・明大34.4・中大38.6・立命館大37.6

●東大における学部別学生の女性比率（%）（同書39頁）

- ・教養前期22・教養34
- ・法23・経済19・文28・教育45
- ・理13・工12・農25
- ・医19・薬36

（注1）東京大学合格者女性比率（%）（24/3/10）

- ・文1 28.4 文2 17.7 文3 38.2
- ・理1 8.4 理2 20.1 理3 21.4
- ・全体19.4（2023年：21.8）

（注2）男性賃金100とした時の女性賃金水準（管理職比率）（朝日新聞24/3/8記事）

- ・三菱UFJ銀行 52.7（25.2%）
- ・三井住友銀行52.0（23.7%）
- ・みずほ銀行 43.1（18.7%）

5 日本の経済社会の構造（3）

（2）女性活躍の構造的課題（2）

②坊美生子（ニッセイ基礎研究所）「中高年女性会社員は4割が未婚」（24/1/22）[週刊東洋経済24/3/9紹介]

- 「45歳以上の中高年女性の配偶関係を見ると、全体では「配偶者あり」が42.2%、「未婚」が41.6%、「離別」が14.6%、「死別」が1.5%」
- 「一般職は、総合職に比べて未婚の割合が大きい」
- 「現在の中高年の世代では、多くの女性が結婚・出産を機に退職していたため、結果的に、会社に残っている女性は「未婚」が多いと考えられる。」
- 「『未婚が4割』という数字は、日本では、女性が結婚・出産を経て、中高年まで会社で働き続けることが、いかに困難であったかを示している。」
- 「逆に言えば、未婚である方が、転勤や残業などがある正社員の仕事を続けることに、有利であったとも言える。…中高年女性では、未婚の方が、正社員割合が圧倒的に高い」
- 「近年、生涯未婚率が上昇していることは知られているが、『女性正社員』に限ってみると、未婚が4割に上るという当調査結果は、筆者にはショッキングなものであった。」

5 日本の経済社会の構造（4）

（3）生産性の構造（1）

- 野口悠紀雄『日本が先進国から脱落する日』
（プレジデント社、2022）[マクロの視点]
 - ・ 円の購買力は70年代に逆戻り！
 - ・ 日本の賃金はOECDで最下位クラス
 - ・ 1人当たりGDPで韓国に抜かれる!?
- 野口悠紀雄『どうすれば日本人の賃金は上がるのか』
（日経プレミア、2022）[ミクロの視点]
 - ・ 「従業員一人当たりの付加価値」が給与水準を決める。
 - ・ 「資本装備率」が賃金に影響する。
 - ・ 一人当たり売上高と企業規模との間には明らかな相関関係（「規模の利益」）
 - ・ 「売上高・付加価値の比率」は小規模ほど高い。
 - ・ 「新しい付加価値を生み出す企業」を作れ。
- 少数精鋭による一人当たり付加価値の増加論
 - ・ ベンチャー振興やDXはその手段。

5 日本の経済社会の構造（4）

（3）生産性の構造（2）

- 「労働生産性」低い論
 - ・ 「付加価値労働生産性」 = 「付加価値額」 / 「労働量」
「付加価値額」 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却額
「労働量」 = 労働時間 × 労働者数
 - ・ 「価値」 = 「価格」 × 「数量」
- 「ビジネスモデル」の問題
 - （例）低価格 ⇒ 低利益 ⇒ 低賃金・低投資
 - （注）稲盛和夫『経営12カ条』（日経BP、2022）
「第6条 値決めは経営」
- 国内需要・供給縮小に伴う大企業の海外展開の必然性（ミクロ）
- 国内雇用・地方への影響問題（マクロ）
 - ・ インフラ・ネットワークの維持・更新とエッセンシャル・ワーカー（現場仕事）の持続的確保の問題

（注1）富山和彦氏インタビュー（日本経済新聞24/1/24）

「実質賃金を上げるにはローカル型を底上げするしかない。…生産性が上がらなければ、ゴミの回収や医療・介護、インフラなど基本的な社会機能が維持できなくなる。デジタル技術による恩恵が大きい領域だ。必要なリスキリング（学び直し）は、経理を『見える化』するためのクラウド会計ソフトなどを使うノウハウだ。一部の人だけが唱えるようなプログラミング言語の習得ではない。地に足の着いた真面目な議論をすべきだ。」

（注2）徳井丞次（信州大学教授）「生産性停滞 要因と対策（下）地方の研究開発力の底上げを」

- ・ 「30年間で国内の地域間生産性格差は拡大」
- ・ 「東京への研究開発ストックの集中顕著に」
- ・ 「地域の創造性担う人材の地道な育成カギ」

5 日本の経済社会の構造（5）

（4）「経常収支」（2023年速報ベース：20.6兆円黒字）

- 「貿易・サービス収支」 ▲9.8兆円
 - ・ 「貿易収支」 ▲6.6兆円： 輸出100.3兆円 輸入106.9兆円
 - ・ 「サービス収支」 ▲3.2兆円：
 - うち旅行収支 3.4兆円
 - その他▲5.9兆円（いわゆるデジタル赤字など）
- 「第一次所得収支」 34.6兆円（ほぼ全額「投資収益」）
 - ・ 「直接投資収益」 20.6兆円
（親会社と子会社との間の配当金・利子等の受取・支払）
 - ・ 「証券投資収益」 12.1兆円
（株式配当金・債券利子の受取・支払）
 - ・ 「その他投資収益」 1.9兆円
（貸付・借入・預金等に係る利子の受取・支払）
- 主要輸出商品（ものづくり輸出産業）
 - ・ 輸送用機器23.6兆円（構成比23.4%） 一般機械18.4兆円（18.3%）
電気機器16.8兆円（16.6%） 原料別製品11.5兆円（11.4%）
化学製品11.0兆円（10.9%）
- 主要輸入商品（エネルギー・食料）
 - ・ 鉱物性燃料27.3兆円（構成比24.8%） 電気機器17.8兆円（16.2%）
化学製品11.5兆円（10.5%） 一般機械9.6兆円（8.7%）
食料品9.3兆円（8.5%） 原料品7.2兆円（6.6%）

5 日本の経済社会の構造（6）

（5）「金融収支」

（2023年速報ベース：資産・負債ネット22.7兆円）

- 直接投資 22.3兆円
- 証券投資 27.6兆円
 - ・株式・投資ファンド持分 ▲5.6兆円
 - ・債券 33.2兆円
- 金融派生商品 6.5兆円
- その他投資 ▲38.0兆円
 - ・貸付・借入 ▲33.2兆円
- 外貨準備 4.2兆円

5 日本の経済社会の構造（7）

（6）2分論

● 2分論

- ・ 「グローバル」と「ローカル」
- ・ 「ホールセール」と「リーテイル」
- ・ 「ソフトウェア」と「ものづくり（ハードウェア）」
- ・ 「プロ投資家」（高速道路）と「アマ投資家」（一般道）
- ・ 「富裕層顧客」と「一般顧客」

● 2分論の意義

- ・ 市場構造と付加価値構造を意識する経営・業務運営
- ・ 役割分担

● 2分論の限界

- ・ 同一ネットワーク（決済システムなど）
- ・ 「リーテイル」からの資金供給あつての「ホールセール」
- ・ 格差拡大・分断

5 日本の経済社会の構造（8）

（5）組織におけるコンプライアンス問題の頻発（1）

【概観】

- 「余裕」なき「目先」に囚われる衰退化・貧困化現象
 - ・ 「ビジネスモデル」の「サステナビリティ」問題
 - ・ 「理念」（「建前」）と「実行」（「本音」）の乖離問題
- 金融庁行政処分における「企業文化」の指摘（24/1/25）
 - ・ 「顧客の利益より、自社の営業成績・利益に価値を置く企業文化」
 - ・ 「社長等の上司の決定には異議を唱えない上意下達の企業文化」
 - ・ 「不芳情報が、経営陣や親会社といった経営管理の責務を担う者に対して適時・適切に報告されない企業文化」
- 「第三者委員会」（危機管理弁護士）のガバナンス問題（利益相反管理・透明性）

5 日本の経済社会の構造（9）

（5）組織におけるコンプライアンス問題の頻発（2）

【上場企業など】

- ・役員等の金品受領事案 [電力]
- ・役員不正報酬事案 [自動車]
- ・不正会計事案 [電機・M&A仲介など多数]
- ・自動車燃費・検査不正事案 [自動車・自動車関連メーカー]
- ・修理・車検不正事案 [自動車販売]
- ・下請法違反事案 [自動車]
- ・検査データ改ざん事案 [鉄鋼・金属・繊維・建設・製薬・石油など多数]
- ・賃貸アパート施工不良問題 [建設]
- ・融資書類改ざん事案 [政府系金融機関・地方銀行]
- ・契約乗換等顧客不利益事案 [日本郵便・かんぽ生命]
- ・不適切な金銭取扱事案 [生命保険]
- ・社員自殺事案 [広告代理店・電機・自動車]
- ・サイバー攻撃被害の報告・公表遅延 [電機など]
- ・創業者ワクチン優先接種要求事案 [薬局]
- ・システム障害事案 [銀行]
- ・不公正取引事案 [証券・IR]
- ・保険不正事案 [損保]
- ・情報不正大量流出事案 [通信]
- ・創業者未成年者性加害事案 [芸能] [TV局・報道・スポンサー]
- ・役員セクハラ事案 [石油]
- ・芸能関係セクハラ・パワハラ事案
- ・TVドラマ原作者自殺事案 [TV局・出版社]

5 日本の経済社会の構造（10）

（5）組織におけるコンプライアンス問題の頻発（3）

【政界】

- ・ IR贈収賄事案
- ・ 公職選挙法違反事案
- ・ 政治資金規正法違反事案

【中央官庁】

- ・ 森友学園事案・記者セクハラ事案 [財務省]
- ・ 贈収賄事案 [文部科学省]
- ・ 毎月勤労統計不正事案 [厚生労働省]
- ・ 桜を見る会名簿シュレッダー事案 [内閣府]
- ・ 幹部利害関係者接待事案 [総務省・農林水産省]
- ・ 建設工事受注動態統計不正事案 [国土交通省]
- ・ 幹部公務員兼業等事案 [国家安全保障局（経済産業省）]
- ・ OB働きかけ事案 [国土交通省]
- ・ 公安摘発企業無罪事件 [警察・検察]

【大学法人など】

- ・ 入試不正問題 [私立医大]
- ・ 総長選考プロセス事案 [国立大学]
- ・ 学長解任事案 [国立医大]
- ・ 理事長脱税事案 [私立大学]
- ・ 運動部大麻問題 [私立大学]

6 銀行業と一般事業の分離論（1）

（1）米国における銀行業と一般事業の分離の伝統の理由

[松尾1996・70頁・71頁（コリガン・レポートなど）]

- 経済力の集中、すなわち多様性と競争を重んじる米国の伝統に反して、少数の事業体が米国経済を支配するに至る懸念。
- 銀行の利益相反、すなわち銀行の与信判断が一般事業会社の利益への配慮から歪められ、資源配分の効率性が害される懸念。
- 競争の不正化、すなわち一般事業会社が自らの利益のために銀行の付保預金による低コスト資金を利用し、事業の競争上優位に立つ懸念。
- 銀行業務の安全性・健全性の侵害、すなわち一般事業会社が銀行特有のセイフティネットを間接的に享受することが可能となり、銀行の不健全業務を誘発する懸念。
- 監督の実効性、銀行は公衆の信頼の上に成り立つ事業であるため、銀行を所有・支配する主体に対しても一定の規制監督の網をかける必要があるが、一般事業会社に対して果たして可能かという監督上の懸念

6 銀行業と一般事業の分離論（2）

（2）1991年米国財務省勧告における「金融サービス持株会社」（FSHC）構想 [松尾1996・92頁～95頁]

- 「一般事業会社はFSHCの所有が認められる。これにより、一般事業会社による銀行の間接的所有が可能となり、その限りで銀行と商工業の分離の伝統…が修正される。」
- 「この提案の理由として、一般事業会社による銀行に必要な資本の注入を促進することがあげられた。これは、特に一般事業会社による破綻金融機関の買収を念頭においたものとみられる。また、銀行と一般事業会社の結合に伴う弊害は、強力なファイアーウォールの設定などにより除去可能であり、一律禁止とする必要はないとの考え方が反映されたものと考えられる。」
- 「銀行規制当局が、従来堅持していた銀行と商工業の分離方針をある程度転換するような提案を行ったことは、当時、銀行の経営状態にいかに強い危機感をもっていたかを物語るものといえよう。」

6 銀行業と一般事業の分離論（3）

（3）神田秀樹・森田宏樹・神作裕之『金融法概説』（有斐閣、2016）
[神作裕之]

- 「アメリカにおける『銀行業と商業の分離』は、次第に変質してきた。すなわち、銀行業とそれ以外の業務を分離する必要性から、次第に銀行業務を非金融業務から分離する趣旨と解されるようになり、今日ではさらにシステミック・リスクの観点が重視されるなど、その趣旨や対象は揺れ動いている。」（同書54頁）
- 「すなわち、アメリカにおける銀行持株会社グループの規制目的が、『銀行業と商業の分離』から『システミック・リスクの防止』へとその軸足を移し、ドッド＝フランク法の下では金融危機後の規制枠組みとして、金融システム安定性維持という規制目的が重視されたのである。」（同書55頁）

6 銀行業と一般事業の分離論（4）

（4）後藤元「イギリスにおける銀行の業務範囲規制」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー（2020年11月）1頁

- 「イギリスでは、日本のように銀行が行い得る事業の種類を制定法で明確に定めるという規制手法は伝統的に採用されておらず、また、銀行が商業（非金融業）を営むことを禁じる明文の規定もこれまで存在したことはない。それにもかかわらず、実態としては、銀行と商業は伝統的に分離されてきた。」
- 「このようなイギリスのアプローチは、世界金融危機後の改革の一環として2013年にリングフェンシング制度が導入されたことによって一定の変容を遂げている。もっとも、同制度はリテール預金の受入業務を行う金融機関に対して投資銀行業務を併営することを禁止するにとどまるものであり、その対象は大規模な金融機関に限られている上に、投資銀行業務以外の事業（非金融業を含む）の併営も禁止されていない。また、銀行の兄弟会社や子会社が投資銀行業務や非金融事業を営むことも許容されている。これらの点で、銀行の業務範囲に関するイギリス法の規律は、日本法のそれとは、依然として大きく異なっているということが出来る。」

6 銀行業と一般事業の分離論（5）

（5）岩原紳作「銀行の業務範囲規制—BankingとCommerceの分離—」
全国銀行協会金融法務研究会「銀行に対する業務範囲規制の在り方」（2023年10月）（1）

- 「銀行の伝統的な企業風土と異なる非金融事業でどこまで収益を挙げられるかは未知数である。前述したように、分離原則のないドイツの銀行は事業会社の株式を保有しているが、そこからどれだけの利益を得ているかは明らかではない。分離原則を廃止した場合、具体的にどのような収益性のある行動を銀行がとれるか、実証的・具体的な検討が必要であろう。また、非金融事業に伴うリスクを、大口信用供与規制（銀行法13条の2）、取締役等に対する信用供与の制限（同法14条）、特定関係者との取引へのアームズレングス・ルールの適用（同法13条の2）、銀行持株会社に係る同一人に対する信用供与限度規制（同法52条の22）、そして銀行グループに対する Basel AccordⅢ規制、銀行やグループ企業への検査・監督（「主要行等向けの総合的な監督指針」V）等、現行の規制体系で監視し、チェックできるのか、等の検証が必要であろう。更には、万一、それらによりリスクを抑え込めなかったときのシステミック・リスクに対処する態勢ができているか（預金保険法、金融機能強化法等や日本銀行による Lender of the Last Resort 機能）、の検証も必要であろう。銀行グループ内に大きな非金融事業を営む部門が存在する場合に、ブリッジバンク等の預金保険法や金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の枠組みで十分に対応できるか、等の検証である。」

6 銀行業と一般事業の分離（6）

（5）岩原紳作「銀行の業務範囲規制—BankingとCommerceの分離—」
全国銀行協会金融法務研究会「銀行に対する業務範囲規制の在り方」（2023年10月）（2）

- 「これらのことを考え併せると当面は、banking と commerceの分離原則は維持しつつ近年の銀行法改正や監督指針の改正が行われてきたように、徐々に安全性と必要性を考慮して、同原則の例外を拡大していくことが穏当かもしれない。特に、V(3)のようにV(1)①～⑦に列挙した業務範囲規制の趣旨に反する可能性が少ない場合については、銀行の業務範囲規制や持株規制から除外ないし規制緩和をする方向がまずとられるべきであろう。

そのうえで、同原則を廃止する場合に必要な上記の検討を行ったうえで、将来的には同原則を廃止することも考えられよう。但しその場合でも、イギリスのリング・フェンスやドイツ、フランスの規制に見られるように、例外的に特に危険性が高いと考えられる業務については、業務範囲規制や持株規制等を残す必要があるだろう。その場合、銀行主要株主についてもそのような業務との間では業務範囲規制をかける方向で、規制のレベル・プレイン・フィールドが実現されるべきであろう。かつて銀行が破綻したケースにおいて、支配株主や経営者の関連会社への不健全融資が破綻の原因になった例が多かったことは、その必要性を感じさせるためである。また、銀行の主要株主が破綻するような場合、当該銀行自体の財務が健全でも、レピュテーション・リスクが発生して、当該銀行に対する取付が起きるようなことも、恐れられるためである。」

7 銀行構造改革論（1）

（1）「ナロウ・バンキング論」（高木仁『アメリカの金融制度改訂版』（東洋経済新報社、2006）280頁～284頁）

- 「国債など堅実な資産のみを保有し、貸出をしない銀行すなわちナロウ・バンク（narrow bank）を設立しようとする提案は、アメリカで1930年代から今日までいくつも積み重ねられてきた。」
- 「ナロウ・バンキングの主張は、大不況期真っ只中の1933年にまず生まれ、1980年代の後期と1990年代のごく初期の銀行破綻が続出した時期に、再び集中して起こった。マネー・サプライの安定化を目指すにせよ、決済システムの安全性確保へ焦点を合わせるにせよ、ナロウ・バンキング論は金融システムの欠点や動揺が深刻なとき現われる。わが国でも1990年代になって、脆弱化した金融システムの再建をめぐる議論や提言のなかで、ナロウ・バンキング論が取り上げられ、上記の政策構想フォーラム提案もそうしたなかの一つだった。」
- 「このような動きが生じる別の理由は、銀行業務の範囲が金融持株会社方式を経由して多様化する傾向が、アメリカではすでに実現しわが国でも今後急速に普及する可能性が強く、将来的には総合金融サービス産業の成立に関係する問題となっている。法律的には金融持株会社だが実質的には銀行が、非銀行系列会社の経営する経営するリスクを遮断する必要から、業務隔壁（ファイアウォール）の設定と並んで、ナロウ・バンク構想が注目を浴びる可能性は今後もあるだろう。」

7 銀行構造改革論（2）

（2）FSB（金融安定理事会）「銀行構造改革 クロスボーダーの整合性とグローバルな金融安定上の意味合い—2014年11月サミットのためのG20首脳への報告書」 [松尾2016]（1）

【報告書の趣旨】

- G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（13年9月）
「我々は、銀行構造改革は破たん処理の実行可能性を促進し得ることを認識し、FSBに対し、IMF及びOECDと協働して、国毎の状況を勘案しつつ、クロスボーダーの整合性及び世界的金融安定性の影響を評価し、次回のサミットで報告することを求める。」
- ただし、G20ブリスベン・サミット首脳宣言（14年11月）では、銀行構造改革について具体的言及なし。

7 銀行構造改革論（3）

（2）FSB（金融安定理事会）「銀行構造改革 クロスボーダーの整合性とグローバルな金融安定上の意味合い—2014年11月サミットのためのG20首脳への報告書」〔松尾2016〕（2）

【銀行構造改革の概観】

- 最近の金融危機は銀行グループ構造の複雑性・強靱性に係る懸念を強調。
- 多くの銀行構造改革の広範な目的は、一定の「コア」銀行業務（例：支払・リテール預金受入れ）と投資銀行業務・資本市場業務から生ずるリスクの分離。
- システミック・リスク低減、預金者保護強化および財政エクスポージャーの制限のために銀行グループの監督及び破綻処理の実行可能性を強化する目的で、トレーディング業務からのリスク削減、公的セーフティネットによりカバーされる業務範囲の制限およびより一般的に複雑な銀行グループの法的・業務運営構造を簡素化することを目指すもの。
- 直接的な禁止、「リングフェンシング」若しくは「子会社化」を通じた金融業務のタイプの分離、又は外国銀行の国内業務の現法化義務を通じた地域的な分離のいずれかの形態。

7 銀行構造改革論（4）

（2）FSB（金融安定理事会）「銀行構造改革 クロスボーダーの整合性とグローバルな金融安定上の意味合い—2014年11月サミットのためのG20首脳への報告書」〔松尾2016〕（3）

【主要国・地域における銀行構造改革の取組み】

- ・ 米国： ボルカー・ルール（2010年DF法）、デリバティブ押出しルール（同法）及び外国銀行組織（FBO）ルール（米国中間持株会社設立義務）
- ・ 英国： コア業務のリングフェンシング（2013年・2014年銀行改革法）及び非EEA銀行の英国支店へのアプローチ（2014年PRA監督声明）
- ・ 欧州委員会（EC）： 自己勘定取引の禁止（2014年提案）及び預金受入機関からの一定のトレーディング業務の分離可能性（同）
（注）当該提案は2017年10月に撤回された。
- ・ スイス： システム上重要な国内銀行（D-SIBs）への規制措置（2011年TBTf銀行法）
- ・ フランスとドイツ： 預金受入信用機関からの自己勘定取引とヘッジファンドとの一定の関係の分離
（注）ドイツは2013年改正法
- ・ 日本： なし
- ・ シンガポール： 一定の外国銀行拠点の現法化義務

7 銀行構造改革論（5）

（2）FSB（金融安定理事会）「銀行構造改革 クロスボーダーの整合性とグローバルな金融安定上の意味合い—2014年11月サミットのためのG20首脳への報告書」 [松尾2016]（4）

【主な結論】

- ・ 銀行構造改革はグローバル銀行安定を促進する。
- ・ 同時に他の国・地域にとって否定的なクロスボーダー的影響を有し得る。クロスボーダー・グループの効率性への影響可能性、危機管理・破綻処理の複雑化、金融市場の流動性低下、規制上のアービトラージやシャドーバンキング・システムへの漏出。
- ・ 銀行構造の規制上の制限はクロスボーダーの資本フローの可動性に影響し得る。
- ・ 銀行構造改革の潜在的影響についてモニタリングを継続することが重要。

[参考]北見良嗣「米・英・EU・独仏の銀行規制・構造改革法」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー（2014年9月）

7 銀行構造改革論（6）

（3）英国リングフェンシング制度（2019年施行）

- 「最大な意義は、預金保険制度の適用を受ける銀行が行いうる業務を限定することによって、銀行が預金保険制度による政府保証を背景に低コストで調達した資金によりリスクの高い事業を営むことを抑止できる点にあると考えられる。この他にも、消費者や中小企業にとって不可欠な銀行業務が投資銀行業務上の損失によって影響を受けることを回避することや、各業務の運営主体の区分を明確にすることにより監督当局によるモニタリングや破綻時の処理が容易になること、さらには投資銀行のリスク選好的な文化の影響がリテール銀行業務に及ばなくなることなども期待されている。」
- 消費者・中小企業からの預金（「コア預金」）受入れが「コア業務」。「コア業務」の許可を受けて行う「リングフェンスト組織（RFB）」は、自己勘定による投資証券・コモディティの取引、マーケットメイキング、証券の引受業務やデリバティブなどが禁止される。
- 預金平均残高以下である場合にはRFBから除外。このためリングフェンシング規制の対象は大手銀行に限定。英国銀行業界は寡占状態のためリテール預金の90%はRFB。
- 預金保険の限度額は預金者1名につき1行当たり85,000英ポンド。

[出典] 後藤元「イギリスにおける銀行の業務範囲規制」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー（2020年11月）11頁～18頁。

（注）例えば、Barclays Groupでは、Barclays Bank UK PLCがRFB、Barclays Bank PLCが非RFB。いずれの預金も預金保険の対象。持株会社であるBarclays PLCがG-SIBs。

7 銀行構造改革論（7）

（4）米国金融持株会社におけるマーチャントバンク業務（1）

- 「マーチャントバンク業務は、金融の性質を有する業務として、金融持株会社が従事することが認められる業務である。したがって、金融持株会社がマーチャントバンク業務として一般事業会社の株式等を取得することは、金融の性質を有する業務の範囲内として認められるに過ぎないということである。」
- 「金融持株会社はマーチャントバンク業務として一般事業会社の発行済株式全部を取得することもできるし、株式以外の持分を取得することもできる。しかし、このような株式の取得等が金融の性質を有する業務の範囲内に収まることを確保するために、以下のような制約が設けられている。」
- 「⑤ 金融持株会社は、マーチャントバンク業務として株式等を保有する期間、株式等の処分により合理的な利益を得るために必要な場合を除き、投資先の日常的な経営に関与してはならない。」
- 「これらの規制の中で⑤は、その目的は、明らかに、金融持株会社がマーチャントバンク業務として一般事業会社の株式等を取得することにより、金融の性質を有さない業務に従事することを妨げることにある。⑤についてはFRBの規制により具体化が図られており、たとえば、金融持株会社の取締役、役員（officer）、従業員が投資先の業務執行役員（executive officer）に就任すること、金融持株会社の業務執行役員が投資先の役員又は従業員となること、金融持株会社と投資先の間で投資先による日常的な経営上の意思決定（日常的な取引や業務執行役員以金融持株会社によるマーチャントバンク業務に関する規制の外の役員及び従業員の選任及び雇用等）を制約する契約を締結することは、⑤の規制に違反する旨が明示されている。」
- 「今後の展開については、FRBが、2016年に公表した報告書において、マーチャントバンク業務の禁止を提案したことが注目される。」

[出典]加藤貴仁「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー（2020年11月）27頁～30頁。

7 銀行構造改革論（8）

（4）米国金融持株会社におけるマーチャントバンク業務（2）

●FRBによるマーチャントバンク業務の監督強化（2021年2月）

「金融持株会社（FHC）及び連邦準備（FR）監督の他の銀行組織（B0）のエクイティ投資及びマーチャントバンキング業務に関するガイダンス」（改定版）」

- ・「リスク管理のための健全な実務慣行に関するガイダンス」
- ・「エクイティ投資及びマーチャントバンキング業務な潜在的なリスク・リターンは、多くのより伝統的な銀行業務のリスク・リターンを超える。」
- ・「エクイティ投資及びマーチャントバンキング業務を監督するに当たって、連邦準備の主要な目的は、当該業務を行う州法加盟銀行およびこれらのビジネスラインに従事する銀行持株会社（BHCs）に係る（affiliated）銀行その他の保険加入預金金融機関への重要なリスクを特定し、その安全性・健全性を促進することである。」
- ・「金融持株会社（FHCs）のマーチャントバンキング業務及び銀行持株会社（BHCs）のエクイティ投資業務の検証に当たって、監督者は、当該業務が関係する預金金融機関に及ぼす影響（impact）に適切な焦点を充てることを確保すべきである。当該業務のあり得る影響の評価については、当該業務に関連するリスク・リターン、エクイティ市場の幾つかのセグメントにおける潜在的なボラティリティ、PE投資に係る競争増大や当該業務に新規（経験不足であり得る）金融機関の参加可能性が考慮されるべきである。」

7 銀行構造改革論（9）

（4）米国金融持株会社における補完業務

- 「マーチャントバンク業務として一般事業会社の株式等を取得することが金融の性質の範囲内にある限りで認められるのに対して、補完業務は、それ自体は金融の性質を有するとはいえないが、金融業務（financial activity）を補完するものとして、金融持株会社が行うことが認められる業務である。」
- 「金融持株会社は、補完業務に従事することによって、一般事業会社の行う業務が金融業務に発展する、すなわち、金融の機能を獲得するに至ることや、金融業務とそれ以外の業務を組み合わせる革新的な方法を発見されることによって生じる競争上の不利益を被ることを避けることができる。」
- 「銀行持株会社法では、補完業務は預金取扱金融機関及び金融システム全体の安全性と健全性にとって深刻なリスクとならない範囲でしか認められない旨が明示されているが、その具体的な内容を定める規定は存在しない。」
- 「マーチャントバンク業務と異なり、金融持株会社が自ら補完業務に従事する又は補完業務に従事する一般事業会社の株式等を発行済株式等の総数の5%を超えて取得するためには、FRBに対して事前の申請を行い、承認を得る必要がある。」

[出典]加藤貴仁「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー（2020年11月）30頁～35頁。

8 「金融サービス・市場法」構想（1）

（1）「ホップ・ステップ・ジャンプ」

- 「ホップ」：「金融ビッグバン」（1998年金融システム改革法）
- 「ステップ」：「投資サービス法（仮称）」
（2006年金融商品取引法制）
- 「ジャンプ」：英国型「金融サービス・市場法」

（2）金融審議会第一部会報告（平成17(2005)年12月22日）

- 「金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みの検討については、投資サービス法の法制化とその実施状況、各種金融商品の性格、中長期的な金融制度のあり方などを踏まえ、当部会において引き続き精力的な検討を続けていくこととしたい。」

8 「金融サービス・市場法」構想（2）

（3）『一問一答 金融商品取引法（改訂版）』（Q23）

- 「英国の2000年金融サービス・市場法（FSMA）は、預金・保険全般を含めた金融商品・サービス全般を単一の法的枠組みに取り込んでいるものであり、今後の検討に際して一つの範となるものであるとも考えられるが、その際には、
 - ・ 同法を整備する際に、銀行法や保険会社等についても統合されていること、
 - ・ 法律においても包括的な枠組みとなっているが、規制内容は詳細を定めて財務省命令や金融サービス法（FSA）規則において、各種金融商品の特性に応じた適用除外や特例が数多く定められていること、等についても、留意する必要があるだろう。」

8 「金融サービス・市場法」構想（3）

（4）「金融サービス・市場法」構想（試案）

- 金融商品・サービスの規制の一元化
 - ・ 銀行法・保険業法・信託業法などの廃止
- ホールセール金融事業体においてユニバーサル・バンキング解禁
 - ・ ホールセール決済性預金の全額保護廃止又は高率の預金保険料賦課
- ホールセール金融事業体における持株制限の撤廃と財務規制の厳格化
- 持株会社ベースの連結規制監督の強化（G-SIBs及びD-SIBs）
- 行為規制監視の「証券取引等監視委員会」への一元化
 - [金融取引監視委員会への改組]
 - ・ 健全性監督から行為規制監視の分離・独立化
- 「投資者保護基金」「保険契約者保護機構」の「預金保険機構」への一元化

9 金融システム・ネットワークの維持更新

- 国土保全・安全保障
- 「ユニバーサル・ネットワーク」としての郵便局ネットワーク
- 地域銀行の中央機関の創設？
 - ・ 信用金庫： 信金中央金庫
（「全国を地区とする信用金庫連合会」）
 - ・ 信用協同組合： 全国信用協同組合連合会

(注) 一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会